

京都市告示第 270 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 25 年 8 月 20 日

京都市長 門川 大作

道路の種類 市 道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
久世高田 6 号線	南区久世高田町376番地の 5 地先から	旧	メートル 157.00	メートル 12.00 ~ 22.05
	同町376番地の 1 地先まで	新	157.00	12.00 ~ 22.05

(建設局土木管理部道路明示課)